



清原淳平 会長

新しい憲法をつくる国民会議

(=自主憲法制定国民会議)

東京都出身。早稲田大学大学院商学研究科世界経済専攻。

修士課程を修了して、博士課程3年目の時、西武財閥の会長・衆議院議員・堤康次郎総帥（政界と事業）秘書。その縁から昭和54年、岸信介元総理創設の3団体の執行理事として現在に至る。

△講演する清原淳平会長。昭和54年4月、岸信介元総理を会長として設立された「自主憲法期成議員同盟」事務局長、およびそれと連動する民間の「自主憲法制定国民会議」常務理事に任命される。

その時、両団体会長の岸信介元総理から、明確な指示が清原へあった。「自分は、世間に多い『現行憲法無効・明治憲法復元』ではない。自分は、総理大臣に就任してその秋、国会の中に〔憲法調査会〕を設置しようとしたが、野党が反対するので国会ではなく、自分の内閣の中に内閣憲法調査会を設置し、常設の機関とし審議に入った。その内閣憲法調査会の設置も『明治憲法復元ではなく』て『現行憲法有効・その上での合法的合理的改正』である。これは、自分の信念なので、清原君もこの方針を厳守して、憲法改正案をつくってもらいたい」とのお言葉であった、ことを記しておく。そして、清原は、すでに、『現行憲法103カ条全条文の解説・問題点』を令和3年に出版し岸信介先生との約束を果たしている。

〔はじめに〕 毎年の大会で、お話しする内容を変えており、今回は『主権とは何か、その内容を解説する』というテーマにいたします。

『主権』という概念はヨーロッパで古代ローマ帝国時代から東ローマ帝国前半までは、その域内で、揉め事が起これば、中央集権帝国から、

強大な軍隊が派遣されて鎮圧したが、東ローマ帝国後半になると、帝位をめぐる内紛が生じて帝位に就く者がいなくなったり、アラブ諸国など外敵の侵略を受けて、かつての中央集権国家が衰退すると、いままでローマ帝国の傘下にあった各部族・各民族が独立して、独立を宣言しそ

れぞれ専制君主国家となり、その結果、それぞれの専制君主国家が、武器を開発し、軍事体制を強化して、隣国と勝ったり負けたり戦争を繰り返すようになり、以降、ヨーロッパは数世紀にわたり、激しい戦乱の世となっていく。それぞれ国家の住民は、国王から租税を徴収され、城造りのため徴用され、戦争ともなれば、兵隊として徴兵され、住民は苦悩の連続であった。

苦しんだ住民は、17世紀に入ると、「近代人権思想」なる哲学を生み出し、個々の人間は「天から与えられた基本的人権」を有している。また、専制君主は、立法権、行政権、裁判権を独占行使しているが、個々人が基本的人権を有する以上、それらの三権には、国民の代表者を参加させるべきだ、として国王に迫った。この理論は合理的・合法的なので、当初弾圧した国王側もやっと国政に国民を参加させるようになった。これが、近代ヨーロッパの法制度理論である。そして国民側は君主に対し、この理を契約として迫り、それが「憲法」の成り立ちである。

ところが、日本国は、戦乱の世もあったが、1600年に関ヶ原の戦いで、徳川家康が勝利し、二百数十年も戦争のない世を創ったので、ヨーロッパのような政治的苦悩はなかったが、日本人もこの理はぜひ認識する必要がある。

その中で日本は欧米諸国入りも果たしたが、

日本人には、欧米人のような苦悩を経て勝ち取ったものではないので、欧米人の民主的制度を真に理解できなかった。占領下、マッカーサー将軍は、皇国史観に基づく「帝国憲法の民主化」を求めたが、いずれも民主化には程遠く占領軍総司令部の職員に現行憲法を創らせた。マッカーサー将軍は、外国記者団との記者会見で、日本人の民主化は12歳程度なので、と応えている。

ヨーロッパの民主憲法は、国民の基本的人権尊重が主権の第一で、その具体条項を列記している。しかし、国家は平常時ばかりでなく、非常時もあるので、そうした非常時は、主権を制約せざるを得ないが、非常時とはどういう場合かも、憲法に明記している。その非常時とは、①大震災など自然災害。②大ダム崩壊など人工物災害。③ペストなど世界的疫病流行の場合。そして、最大の非常時として、外国からの攻撃・侵略を挙げ、これらに対処し、守ることを主権の具体的内容として、明記している。

ところが、現行日本国憲法は、基本的人権として個人の人権例は掲げているが、非常時にそれが制約される場合の条項は、一切、明記されていない。いわんや、現行憲法第9条は、①武力行使の永久放棄。②陸海空軍不保持。③国際条約で主権国家には認められている「交戦権」の否認とあり、いまだ、植民地のままである。